

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「都道首都高速1号線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

別紙-21(5)(ロ)中「令和2年7月24日」を「令和3年3月31日」に改める。

別紙-28を次のように改める。

(別紙-28)

収支予算の明細

【単位：百万円（消費税込み）】

		新たな資産形成に係らない部分			新たな資産形成に係る部分											
		収入	支出	収支差	収入		支出					債務				
		料金収入	計画管理費	貸付料支払い	有利子借入金	無利子借入金等	新設・改築費等	修繕費等	更新費等	災害復旧費	債務残高(期首)	機構への引き渡し債務				
												有利子借入金		社会資本借入金	無利子借入金	
										特定更新等工事に係る債務	その他の債務					
2006年度	平成18年度	267,398	59,540	204,136	57,700	72,676	116,991	9,976	0	0	253,251	27,563	0	27,563	0	2,775
2007年度	平成19年度	268,576	65,169	203,138	68,900	61,284	126,274	8,425	0	0	353,289	79,466	0	79,466	80,861	30,258
2008年度	平成20年度	258,876	64,827	192,576	90,500	28,416	104,937	9,033	0	0	292,888	39,415	0	39,415	0	6,337
2009年度	平成21年度	253,132	63,692	188,136	109,200	32,920	133,036	9,078	0	0	366,052	161,445	0	161,445	73,559	25,311
2010年度	平成22年度	255,900	66,080	189,399	54,610	33,908	79,709	9,358	0	48	247,857	26,778	0	26,778	0	22,968
2011年度	平成23年度	263,261	62,910	197,997	55,057	42,984	80,699	14,238	0	1,229	286,629	12,938	0	12,938	0	1,955
2012年度	平成24年度	268,517	64,076	201,545	80,057	39,684	107,910	17,344	0	73	369,777	121,920	0	121,920	0	31,986
2013年度	平成25年度	267,165	66,897	203,369	95,048	34,112	82,005	27,423	0	0	335,612	24,331	0	24,331	0	892
2014年度	平成26年度	270,932	66,596	203,950	145,044	25,282	135,881	40,822	2,695	0	439,549	210,309	0	210,309	0	84,445
2015年度	平成27年度	275,977	72,316	198,838	100,015	26,200	64,796	31,583	14,192	0	315,121	36,125	1,924	34,201	0	0
2016年度	平成28年度	291,021	87,065	203,748	179,008	35,218	159,002	28,665	23,595	0	405,212	261,337	12,001	249,336	0	130,943
2017年度	平成29年度	291,741	92,155	202,775	135,000	21,718	74,038	31,094	55,621	0	227,158	137,235	50,943	86,292	0	18,373
2018年度	平成30年度	290,166	80,309	209,259	115,000	11,114	44,100	37,424	35,093	0	228,268	78,565	13,608	64,957	0	2,295
2019年度	令和元年度	290,185	82,821	207,364	227,140	16,962	87,305	70,556	127,818	7,277	273,523	371,390	112,599	258,791	0	66,007
2020年度	令和2年度	299,751	89,735	210,016	103,494	824	2,878	40,198	61,242	0	80,227	116,485	73,051	43,434	0	838
2021年度	令和3年度	303,085	78,641	224,444	119,194	1,042	4,650	30,812	84,774	0	67,222	64,694	25,044	39,650	0	613
2022年度	令和4年度	310,518	78,222	232,296	103,712	974	3,830	22,072	78,784	0	122,151	38,007	15,935	22,072	0	0
2023年度	令和5年度	315,323	77,699	237,624	100,100	2,584	9,372	22,319	70,993	0	188,830	70,020	47,701	22,319	0	0
2024年度	令和6年度	317,869	77,358	240,511	94,649	2,888	10,413	22,474	64,650	0	221,494	38,408	15,934	22,474	0	0
2025年度	令和7年度	320,214	77,673	242,541	76,921	3,158	11,559	21,237	47,283	0	280,623	21,237	0	21,237	0	0
2026年度	令和8年度	342,875	76,324	266,551	88,674	3,845	19,127	21,303	52,089	0	339,465	134,179	72,148	62,031	0	13,155
2027年度	令和9年度	345,566	77,278	268,288	71,241	65	953	21,644	48,709	0	284,650	117,794	90,352	27,442	0	1,864
2028年度	令和10年度	346,074	77,096	268,978	72,427	0	0	21,755	50,672	0	236,298	308,725	286,970	21,755	0	0
2029年度	令和11年度	346,607	76,555	270,052	22,024	0	0	22,024	0	0	0	22,024	0	22,024	0	0
2030年度	令和12年度	346,242	75,823	270,419	22,080	0	0	22,080	0	0	0	22,080	0	22,080	0	0
2031年度	令和13年度	344,751	75,549	269,202	22,151	0	0	22,151	0	0	0	22,151	0	22,151	0	0
2032年度	令和14年度	341,404	75,016	266,388	23,293	0	0	23,293	0	0	0	23,293	0	23,293	0	0
2033年度	令和15年度	339,033	74,607	264,426	23,453	0	0	23,453	0	0	0	23,453	0	23,453	0	0
2034年度	令和16年度	336,662	74,531	262,131	22,397	0	0	22,397	0	0	0	22,397	0	22,397	0	0
2035年度	令和17年度	335,207	74,429	260,778	22,442	0	0	22,442	0	0	0	22,442	0	22,442	0	0
2036年度	令和18年度	331,950	74,395	257,555	22,446	0	0	22,446	0	0	0	22,446	0	22,446	0	0
2037年度	令和19年度	329,306	74,208	255,098	23,401	0	0	23,401	0	0	0	23,401	0	23,401	0	0
2038年度	令和20年度	326,661	73,961	252,700	23,412	0	0	23,412	0	0	0	23,412	0	23,412	0	0
2039年度	令和21年度	324,934	73,599	251,335	23,926	0	0	23,926	0	0	0	23,926	0	23,926	0	0
2040年度	令和22年度	321,463	73,498	247,965	23,926	0	0	23,926	0	0	0	23,926	0	23,926	0	0
2041年度	令和23年度	318,879	73,232	245,647	23,926	0	0	23,926	0	0	0	23,926	0	23,926	0	0
2042年度	令和24年度	316,325	72,969	243,356	23,926	0	0	23,926	0	0	0	23,926	0	23,926	0	0
2043年度	令和25年度	314,662	72,630	242,032	23,927	0	0	23,927	0	0	0	23,927	0	23,927	0	0
2044年度	令和26年度	311,279	72,276	239,003	23,927	0	0	23,927	0	0	0	23,927	0	23,927	0	0
2045年度	令和27年度	308,787	71,956	236,831	23,927	0	0	23,927	0	0	0	23,927	0	23,927	0	0
2046年度	令和28年度	306,324	71,521	234,803	23,927	0	0	23,927	0	0	0	23,927	0	23,927	0	0
2047年度	令和29年度	304,725	71,295	233,430	23,927	0	0	23,927	0	0	0	23,927	0	23,927	0	0
2048年度	令和30年度	301,461	71,239	230,222	23,927	0	0	23,927	0	0	0	23,927	0	23,927	0	0
2049年度	令和31年度	299,029	71,092	227,937	23,927	0	0	23,927	0	0	0	23,927	0	23,927	0	0
2050年度	令和32年度	296,658	70,965	225,693	23,568	0	0	27,568	0	0	0	27,568	0	27,568	0	0
2051年度	令和33年度	295,062	70,652	224,410	28,219	0	0	28,219	0	0	0	28,219	0	28,219	0	0
2052年度	令和34年度	291,916	70,953	220,963	31,261	0	0	31,261	0	0	0	31,261	0	31,261	0	0
2053年度	令和35年度	289,575	71,225	218,350	27,218	0	0	27,218	0	0	0	27,218	0	27,218	0	0
2054年度	令和36年度	287,265	71,579	215,686	27,218	0	0	27,218	0	0	0	27,218	0	27,218	0	0
2055年度	令和37年度	285,735	71,847	213,888	27,218	0	0	27,218	0	0	0	27,218	0	27,218	0	0
2056年度	令和38年度	282,674	72,119	210,555	27,218	0	0	27,218	0	0	0	27,218	0	27,218	0	0
2057年度	令和39年度	280,425	71,984	208,441	29,219	0	0	29,219	0	0	0	29,219	0	29,219	0	0
2058年度	令和40年度	278,176	71,746	206,430	28,219	0	0	28,219	0	0	0	28,219	0	28,219	0	0
2059年度	令和41年度	276,712	71,439	205,273	27,218	0	0	27,218	0	0	0	27,218	0	27,218	0	0
2060年度	令和42年度	273,737	71,159	202,578	27,218	0	0	27,218	0	0	0	27,218	0	27,218	0	0
2061年度	令和43年度	271,549	70,867	200,682	27,218	0	0	27,218	0	0	0	27,218	0	27,218	0	0
2062年度	令和44年度	269,390	70,712	198,678	27,218	0	0	27,218	0	0	0	27,218	0	27,218	0	0
2063年度	令和45年度	267,964	70,723	197,241	27,218	0	0	27,218	0	0	0	27,218	0	27,218	0	0
2064年度	令和46年度	265,104	70,491	194,613	29,219	0	0	29,219	0	0	0	29,219	0	29,219	0	0
2065年度	令和47年度	131,848	51,362	80,486	14,648	0	0	14,648	0	0	0	14,648	0	14,648	0	0
計		17,863,603	4,368,683	13,482,756	3,266,298	497,858	1,459,465	1,492,440	818,210	8,627		3,421,973	818,210	2,603,763	154,420	441,015

(注) 新たな資産形成に係る部分の支出には、建設期間中に係る一般管理費及び利息が含まれる。

別紙－２９の一部を次のように改める。

〔１〕二．(１)Ｂ中「利用可能な」を削り、〔１〕二．(３)(ロ)中「Ａから利用可能な最遠の出口等までの距離」を「記(１)Ｂの料金距離」に、「料金」を「記(２)の計算式により算出された料金の額」に改める。

〔５〕中「その他」を「その他(乗継)」に改め、〔５〕一．中「首都高速道路を通行してきた現金車」の次に「及び〔２〕に定める料金の額を適用する自動車」を加え、「一．乗継について」を削り、〔５〕二．を削り、〔５〕を〔７〕とする。

〔４〕中「平成７７年９月３０日」を「令和４７年９月３０日」に改め、〔４〕を〔６〕とし、〔６〕の前に次を加える。

〔５〕東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング料金上乘せ

(１) 料金上乘せを適用する自動車

(イ) ＥＴＣ車

料金上乘せを適用する自動車は、ＥＴＣ車のうち、午前６時から午後１０時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入し、かつ、(２)に定める適用区間を通行する自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３５条の３第１項第１３号に定める「自家用又は事業用の別」が「自家用」であり、かつ、「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和３５年９月６日自車第４５２号自動車局長通知）に定める「貨物自動車等」及び「特種用途自動車等」以外である軽自動車等及び普通車とする。

ただし、記〔４〕一．(２)に定める割引を適用する自動車、または手帳もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により交付されている精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する自動車、もっぱら社会福祉法第２条に規定する社会福祉事業の用に供する自動車及び東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の選手又は関係者を輸送する自動車のうち、事前に自動車登録番号又は車両番号等の会社が別に定める必要事項について、東京都に手続きがなされ、指定された自動車を除く。

(ロ) 現金車

料金上乘せを適用する自動車は、現金車のうち、午前６時から午後１０時までの間に首都高速道路の最初の料金所を通行し、かつ、(２)に定める適用区間を通行する軽自動車等及び普通車とする。

ただし、記〔４〕一．(２)に定める割引を適用する自動車を除く。

(ハ) 〔２〕に定める料金の額を適用する自動車

料金上乘せを適用する自動車は、〔２〕に定める料金の額を適用する自動車のうち、午前６時から午後１０時までの間に記〔２〕表ａに掲げる入口等に進入し、首都高速道路全線を通行す

る軽自動車等及び普通車とする。

(2) 適用区間

(イ) ETC車

ETC車のうち、下表に定める路線を通行する自動車とする。

路線
都道首都高速1号線
都道首都高速2号線
都道首都高速2号分岐線
都道首都高速3号線
都道首都高速4号線
都道首都高速4号分岐線
都道首都高速5号線
都道首都高速6号線
都道首都高速7号線
都道首都高速8号線
都道首都高速9号線
都道首都高速晴海線
都道首都高速11号線
都道首都高速葛飾江戸川線
都道首都高速板橋足立線
都道首都高速目黒板橋線
都道首都高速品川目黒線
都道高速湾岸線（湾岸環八を利用する場合を除く。）
都道首都高速湾岸分岐線
都道高速横浜羽田空港線
都道高速葛飾川口線
都道高速足立三郷線
都道高速板橋戸田線
神奈川県道高速横浜羽田空港線〔大師（羽田方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕
埼玉県道高速葛飾川口線〔新郷（足立入谷方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕
埼玉県道高速足立三郷線〔八潮南（加平方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕
埼玉県道高速板橋戸田線（戸田南入口を利用する場合に限る。）

千葉県道高速湾岸線〔舞浜、浦安（葛西方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。〕

(ロ) 現金車

首都高速道路全線を通行する自動車とする。ただし、下表の出入口等を利用する場合を除く。

出入口等
三溪園（入口に限る。）
杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）
新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）
八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。）
戸田（入口に限る。）
新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）
新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。）
浦和北（入口に限る。）
美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。）
浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。）
阪東橋（入口に限る。）
岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）
新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）
横浜港北（横浜青葉ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）

(3) 料金上乗せ額

909.09円とする。

(4) 実施する期間

令和2年7月20日から9月6日までの間とする。ただし、8月11日から8月24日までの間を除く。

(5) 消費税等の取扱い及び料金上乗せ後の額の単位

記(3)に定める料金上乗せ額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。」

〔3〕中「通常料金」を「基本料金」に改め、〔3〕一．(1)(ロ)中「下表に掲げる料金距離」を「35.7km超」に、「平成28年4月1日以降会社が別に定める日」を「平成28年4月1日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、〔3〕一．(1)(ロ)表Bの次に

「ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合（E T C車が下表 a に掲げる出入口等を通行する場合を除く。）においては上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が1回の通行につき1台当たり、50.4km超となるときは、会社が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から令和3年3月31日までの間は下表Cの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Dの区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、会社が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

a
一般国道16号（横浜横須賀道路）及び神奈川県道高速湾岸線との接続部、幸浦

表C

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km超	1340.2464円	1637.8080円	1741.9546円	2604.8832円	3333.9091円

表D

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km超	1340.2464円	1637.8080円	1935.3696円	2604.8832円	4241.4720円

」
 を加え、〔3〕一. (4) (㍀)①A中「平成38年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、〔3〕一. (4) (㍀)①B中「平成28年4月1日以降会社が定める日」を「平成28年4月1日」に、「平成38年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、〔3〕一. (4) (㍀)①B表Cの出入口等の項中「、一般国道14号（京葉道路）との接続部〔小松川ジャンクション供用開始の期日まで〕、一之江〔小松川ジャンクション供用開始の期日まで〕」を削り、〔3〕一. (4) (㍀)中「平成38年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、〔3〕一. (5) (㍀)及び〔3〕一. (6) (㍀)中「平成28年4月1日以降会社が別に定める日」を「平成28年4月1日」に、「平成38年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、〔3〕一. (9)の次に

「(10) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

(㍀) 割引率

50%とする。

(㍁) 実施する期間

令和2年7月20日から9月6日までの間とする。ただし、8月11日から8月24日ま

での間を除く。」

を加え、〔3〕二. 中「割引相互間の適用関係」を「割引及び料金上乗せ相互間の適用関係」に改め、〔3〕二. (1)中「記〔3〕」を「記〔4〕」に改め、「他の全ての割引」の次に「及び記〔5〕に定める料金上乗せ」を加え、〔3〕二. (3)中「及び都心流入・湾岸線誘導割引」を「、都心流入・湾岸線誘導割引並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せ（記〔5〕に定める料金上乗せをいう。以下同じ。）」に改め、「次のとおりとする。」の次に、「ただし、割引相互間の重複適用後（大口・多頻度割引を除く。）の割引率は、最大で上限料金の引下げに係る割引後の額の50%とする。」を加え、〔3〕二. (3)(イ)中、

「

湾岸	○	○	—	湾岸
----	---	---	---	----

」を、

「

湾岸	○	○	—	湾岸	
大会	○	○	○	○	大会

」に改め、「湾岸」の次に「、大会」を加え、「及び都心流入・湾岸線誘導割引」を「、都心流入・湾岸線誘導割引並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せ」に改め、〔3〕二. (3)(ロ)中、

「

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	大口・多頻度割引

」を、

「

適用の順序	割引及び料金上乗せの種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引又は料金上乗せ
5	大口・多頻度割引

」に改め、〔3〕三. 中「及び(6)」を「、(6)及び(10)」に改め、〔3〕を〔4〕とする。

〔2〕一. 中「平成28年4月1日以降首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日」を「平成28年4月1日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、〔2〕二. 中「記〔1〕及び〔2〕一.」を「記〔1〕及び〔3〕一.」に、「平成28年4月1日以降会社が別に定める日」を「平成28年4月1日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に

改め、〔2〕二. B中「利用可能な」を削り、〔2〕三. (2)中「Aから利用可能な最遠の出口等までの距離」を「記二. Bの料金距離」に、「料金」を「料金の額」に改め、〔2〕を〔3〕とし、〔3〕の前に次を加える。

「〔2〕 ETC専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定するETC専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された入口等にETC車以外が進入し通行する場合における料金の額

一. 1回当たりの料金の額

記〔1〕にかかわらず、下表aに掲げるETC専用施設のみが設置された入口等にETC車以外が進入した場合において、当該入口等から退出できずにやむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、1回の通行につき1台当たり、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める当該入口等に係る供用開始の期日から令和3年3月31日までの間は下表Aのとおりとし、それ以降当分の間は、下表Bのとおりとする。

a
馬場

表A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1277.6345
大型車	1888.8756
特大車	2405.2690

表B

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1414.6368
大型車	1888.8756
特大車	3048.1260

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合においては料金の額は上記の定めは適用せず、1回の通行につき1台当たり、会社が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から令和3年3月31日までの間は下表Cのとおりとし、それ以降当分の間は、下表Dのとおりとする。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、会社が別に定める時間内に当該インターチェンジ

で再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

表C

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1340.2464
普通車	1637.8080
中型車	1741.9546
大型車	2604.8832
特大車	3333.9091

表D

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1340.2464
普通車	1637.8080
中型車	1935.3696
大型車	2604.8832
特大車	4241.4720

二. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記一. に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。」

別添2中「・ジャンクションは「JCT」と表記する。」の次に「・ETC専用施設のみが設置された出入口は「ETC」と表記する。」を加え、

「

横浜市道高速横浜環状北線

横浜港北JCT・ 港北(仮称)	新横浜	馬場	岸谷生麦	生麦JCT
			0.8	3.7
1.2	3.3	4.5	2.9	7.0
			6.2	8.2

を

「

横浜市道高速横浜環状北線

横浜港北JCT・ 横浜港北	新横浜	馬場 (ETC)	岸谷生麦	生麦JCT
			0.8	3.7
1.2	3.3	4.5	2.9	7.0
			6.2	8.2

に改め、

「

横浜市道高速横浜環状北西線

横浜青葉 JCT(仮称)	横浜港北JCT・ 港北(仮称) 7.1
-----------------	---------------------------

」を

「

横浜市道高速横浜環状北西線

横浜青葉 JCT	横浜港北JCT・ 横浜港北 7.1
-------------	-------------------------

」に改める。

別添3中

「

岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日まで適用する。）	7.4
岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から適用する。）	14.5
新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日まで適用する。）	1.2
新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から適用する。）	8.3
港北（仮称）〔横浜青葉ジャンクション（仮称）方向へ進行する入口に限る〕	7.1

」を

「

岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日まで適用する。）	7.4
岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から適用する。）	14.5
新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日まで適用する。）	1.2
新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）（ただし、横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から適用する。）	8.3
横浜港北（横浜青葉ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）	7.1

」に改める。